

平成22年10月28日から
平成22年10月28日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成22年標茶町議会第3回臨時会会議録目次

第1号(10月28日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第59号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び 勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第60号 平成22年度標茶町一般会計補正予算	14
議員提案第4号 標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会の設置について	21
閉議の宣告	23
閉会の宣告	23

平成22年標茶町議会第3回臨時会

平成22年標茶町議会第3回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成22年10月28日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第59号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第60号 平成22年度標茶町一般会計補正予算
- 第 6 議員提案第4号 標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会の設置について

○出席議員（15名）

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 1 番 田 中 進 君 | 2 番 黒 沼 俊 幸 君（午前10時10分遅参） |
| 3 番 越 善 徹 君 | 4 番 伊 藤 淳 一 君 |
| 5 番 菊 地 誠 道 君 | 6 番 後 藤 勲 君 |
| 7 番 林 博 君 | 8 番 小野寺 典 男 君 |
| 10 番 館 田 賢 治 君 | 11 番 深 見 迪 君 |
| 12 番 田 中 敏 文 君 | 13 番 川 村 多美男 君 |
| 14 番 小 林 浩 君 | 15 番 平 川 昌 昭 君 |
| 16 番 鈴 木 裕 美 君 | |

○欠席議員（1名）

- 9 番 末 柄 薫 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 池 田 裕 二 君 |
| 副 町 長 | 及 川 直 彦 君 |
| 総 務 課 長 | 玉 手 美 男 君 |
| 企画財政課長 | 森 山 豊 君 |
| 税 務 課 長 | 高 橋 則 義 君 |
| 管 理 課 長 | 今 敏 明 君 |
| 住 民 課 長 | 妹 尾 昌 之 君 |

平成22年標茶町議会第3回臨時会

農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
や すら ぎ 園 長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	川 嶋 和 久 君
社 会 教 育 課 長	中 居 茂 君
農 委 事 務 局 長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	服 部 重 典 君

平成22年標茶町議会第3回臨時会

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから、平成22年標茶町議会第3回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席2名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長から
4番・伊藤君、 5番・菊地君、 6番・後藤君
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を議題といたします。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ、行政報告を求めます。
町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 第3回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、特別職及び教育長の給与減額の特例措置が切れることから、特例措置を継続するため、「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正」、「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正」及び「平成22年度標茶町一般会計補正予算」について、議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

平成22年標茶町議会第3回臨時会

続いて行政報告をいたします。

第3回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の五点について補足をいたします。

一点目は、戸籍の電算化についてであります。

このたび、9月18日から戸籍の電算化による総合システムが稼動いたしましたので、報告をいたします。

戸籍の記載事項の記録につきましては、従来「紙ベース」で記録し、戸籍謄本や戸籍抄本の証明につきましては、原本を複写して証明しておりましたが、戸籍記録の電子化により、戸籍記録の証明が、電子記録からの印刷になったことにより、証明書発行事務が迅速化され、住民サービスの向上が図られるとともに、戸籍記録の入力にあたっては、コンピューターの審査機能により、一段と戸籍事務の正確性が向上することとなりました。

戸籍記録の証明が9月21日からの開始となることから、9月21日、釧路地方法務局長や町議会議長列席のもと、「戸籍総合システム稼動式」を挙行し、総合システムの稼動を確認したところであります。

今後とも、行政サービスにつきましては、正確性や利便性の向上を図ってまいり所存でございますのでご理解をお願いします。

二点目は、エルピーガス業者との災害対策協定についてであります。

町は、去る9月22日に、エルピーガス業者でつくる「北海道エルピーガス災害対策協議会」と標茶町災害対策協定を締結いたしましたのでご報告いたします。

大地震などの災害発生時に、町の要請を受けて専門性を生かした防災活動、復旧支援や情報提供を受けるもので、緊急事態において、両者が緊密な連絡を取り合い、地域住民の安全確保に向けた対策を講じるものであります。

町との災害対策協定につきましては、昨年までに「標茶町災害対策土木協議会」、「標茶町災害対策建築協議会」と提携して以来3団体目であり、本町にとりまして災害時の緊急対応にご理解いただいたことは、本町にとりまして大変有意義なものであり感謝申し上げます。

締結の内容につきましては、災害時のエルピーガスに関する応急・復旧活動などの支援に関する協定であり、町が災害対策本部を設置した際、同協議会の標茶分会の7社が分会長を中心にエルピーガスの被害状況の情報提供をはじめ、被災場所の復旧工事、避難場所などへのエルピーガスの供給、また、停止が長期化した場合の簡易コンロの手配などをいただくものであります。

町といたしましては、災害対応は行政だけでは限界があることから、民間と一体となり、今後とも災害対策にご理解をいただきながら協力体制を維持しつつ、更なる災害対策の充実を図り、安全安心なまちづくりを目指して参りますので、今後ともご理解ご協力をお願いをいたします。

平成22年標茶町議会第3回臨時会

三点目は、平成22年度標茶町総合防災訓練についてであります。

去る、9月26日に実施いたしました「平成22年度標茶町総合防災訓練」についてご報告いたします。

標茶町総合防災訓練につきましては、平成18年度以降本年度で5回を数え、標茶町農業者トレーニングセンター及び同駐車場並びに市街地町内会集会場を会場として、第1部の情報伝達及び水防災害警戒により住民避難訓練を行い、第2部では、山火事消火訓練を実施したところであります。

情報伝達と水防災害警戒による住民避難訓練内容としましては、大型で発達した台風の接近による大雨で釧路川がはん濫注意水位を超え、はん濫危険水位に達するおそれがあるとの想定で、災害対策本部を設置、第3次非常配備をひき、水防団等警戒パトロールを実施、同時に住民避難勧告及び避難広報を行い、移送バス等による各町内会から避難所へ誘導・収容を行なうとともに、災害対策土木協議会、役場職員及び消防団による2種類の水防工法の実施、また、地震による家屋調査の実施を行ないました。今年度、新たな取り組みとして、自衛隊給水車を利用した給水活動や、消防職員によるロープブリッジの救出訓練も実施いたしました。

また、第2部の山火事消火訓練ではジェットシューターによる消火訓練を実施いたしました。

なお、避難所では、避難された方々への炊出しが行なわれたほか、避難生活の長期化を想定した間仕切りボードの作成等より実践に即した訓練を行ないました。

訓練当日は、市街地町内会の皆様の参加をはじめ、釧路地方气象台職員による気象状況の講話、釧路開発建設部のポンプ車展示、第27普通科連隊等の特殊車両展示など各関係機関のご協力をいただき等、総数400名の参加のもと訓練を実施いたしました。

今回、3カ所の町内会では、トレセン会場と同時並行で町内会の自主的取組として、町内会集会所で初動訓練やAED操作訓練などが行なわれるなど取り組みが充実してきたところであります。

今後も地域住民による自主防災組織の拡充を図りながら、住民の生命と財産を守り安全・安心の町づくりを推進して参るところであります。

最後に、ご参加をいただきました多くの町民・町議会の皆様をはじめ関係機関の皆様方に感謝を申し上げ報告とさせていただきます。

四点目は、オータムフェストの参加状況についてであります。

「北海道の食」をテーマとし、道内各地の旬の食材が一堂に会する「札幌オータムフェスト」に本町からも参加をいたしましたので、その状況についてご報告を申し上げます。

札幌大通8丁目を舞台に開催され、本年は9月23日から26日までの4日間、観光協会、標茶高校の皆さん、町が連携して臨み、これまでも人気を博しておりました「標茶高校ノンホモ牛乳」「ワカサギの佃煮」「ヨーグルト」などに加え、初出品となる、本町の新たな

平成22年標茶町議会第3回臨時会

ブランド「星空の黒牛ステーキ」のPRを行いました。

オータムフェストの参加は今回で3回目となりますが、多くの来場者がこられた中、本町の商品は注目を浴び、一時は警備員が整理に出なければならないほどの盛況振りであり、売り上げも、対前年比160%と大健闘したところであります。

今回の参加により、本町物産を多くの方に知っていただくことができ、また、来場者の反応に確かな手ごたえを覚え、今後の可能性を感じたところであります。

これからも、生産者、事業者、町が連携して様々な機会をとおり、本町の魅力と優良な物産等のPRに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

五点目は、町立病院小児科外来の診療日数の拡大についてであります。

この度、町立病院小児科外来の診療日数を拡大することとなりましたので、ご報告をいたします。

ご承知のとおり、町立病院の小児科外来は、旭川医大小児科からの医師派遣により、毎週月曜日と毎月1回火曜日を加えた診療を行っております。

小児科で実施しております、BCG、MR、三種混合ワクチン等各種予防接種のほか、今月から始まりましたインフルエンザワクチン予防接種に加え、新たにヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチン予防接種が今週から実施することとなりましたことから、小児一般患者の診療時間を確保するため、兼ねてより医師派遣元であります旭川医大小児科医局へ診療日数の拡大について要請して参りました結果、来月から来年3月までの5カ月間、月1回の2日間の診療日数を毎月2回に拡大していただくこととなり、診療日数は延べ5日間の増となりました。

医師派遣をいただきます旭川医大小児科医局のご理解とご協力に感謝いたしますとともに、来年度の診療については改めて協議することになっており、これを機に診療日数の拡大について今後、要請して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第59号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。議案第59号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第59号の提案の趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成19年3月の第1回定例会におきまして可決をいただきました、特別職及び教育長給与月額の特例措置の期限が今年21日までとなっておりますが、今

平成22年標茶町議会第3回臨時会

日的情勢を勘案し、平成26年10月21日まで特例措置を再度継続するというものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第59号。特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。というものであります。

次ページへまいります。

特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第4号)の一部を次のように改正する。

減額後の給与月額支給を4年間継続するというものであります。

附則に次の1項を加える。

6 平成22年10月22日から平成26年10月21日までの町長及び副町長の給料月額は、条例第3条の規定にかかわらず、同条の別表中「84万3,000」とあるのは「81万1,000」と、「70万」とあるのは「67万3,000」とする。

(教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例)

第2条 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年標茶町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条改正と同様に教育長給与についても継続するというものであります。

附則に次の1項を加える。

4 平成22年10月22日から平成26年10月21日までの教育長の給料月額は、条例第2条の規定にかかわらず、「63万2,000」とあるのは「60万8,000」とする。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成22年10月22日から適用する。

以上で、議案第59号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○議長(鈴木裕美君) 11番・深見君。

○11番(深見 迪君) ちょっと私自身が調査不足なんですけど、この減額特例措置というのは随分以前から続いているように思うんですけども、いつからこういうスタイルで続いていますか。

○議長(鈴木裕美君) 副町長・及川君。

○副町長(及川直彦君) お答えいたします。

平成22年標茶町議会第3回臨時会

平成15年の5月1日から同様の処置をとっております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

（何か言う声あり）

○11番（深見 迪君） ちょっと不思議に思っているわけですが、これがかなり長い期間にわたって続いてきているわけですね。この減額特例措置というのは、それで、町長の執行方針の中でも、最初からずっと極めて厳しい地方財政状況が続いていると。それは変わる気配がないと。予断を許さないというようなことを、かなり言っているわけなんですけれども、私はこういうかたちで、特例、特例として続けるんじゃないかと、もしそういう状況判断が見えているのであれば、特例ということではなくて、こういうふうに変えたらいいんじゃないのかなというような気がするんですけど、そういう見通しというのか、お考えは、これを作るときにはなかったんでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 基本的な考え方については、後ほど町長のほうから説明があるかと思いますが、時代背景的に言いますと、先ほど申しました年度でありますけれども、ご案内のように、平成14年に小泉総理が誕生いたしまして、その後いろんな改革が行なわれたときに、15年からそれ相当の地方財政が全国的に大変になるという状況が背景にありました。そのことを受けとめて、本町もその時点でいえば、平成19年度には基金を全部使い果たして赤字団体になるという、一応、予定でございました。そここのところを乗り切るということを前提にして、これは特別職だけではなくて一般職にも5.3%程度の給与の削減を協力いただいて今日までできております。

この先の見通しのお話でありますけれども、これは決算の説明の時にもありましたけれども、多少、地方財政、地方交付税、主となる地方交付税については、若干の見通しがありますけれども、平成11年度の最大数値からすると、まだ15億円程度、一時は最高で年間18億円程度の減少がありましたけれども、今で大体15億円程度だと思いますけれども、これが、今の現政権で言いますと、多少地方主権の考えを色濃く出していますので、多少見通しとしてはいくばくかは明るくなる見通しかなという状況にありますけれども、ただ、これも交付税の基本となるところの国税のあり方に影響をしますから、したがって、必ずしも一喜一憂はできないという状況の見通しのなかで、引き続き職員にも同様な協力を呼びかけて、これは決算の資料として出しております財政指数が現状の状態では動いていると。これを気を緩めると、この財政指数そのものが変化をしてくる可能性がありますので、考え方としては、そういった意味での継続といえますか、引き続きの努力は必要ではないかなというふうにご考えているところであります。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

給与に対する基本的な考え方というのは、ご意見はご意見として承れると思いますけれども、私は基本的にはどなたであっても、給与の上昇を目指してがんばっていくというのは、

これは世の中の基本であろうかと思っております。その中で、その時々時代、それから社会経済状況の中でどう判断をしていくのかということでありまして、本来的に言えば、どなたも給料のアップを目指して働いているわけでありますから、そのことはやはり経済の、私は基本的な活力だというぐあいに考えております。ただ、それが世の中の全般的な状況の中で、どう判断をするかということの中でいいますと、今日的な状況を総体で勘案したときに、今は、やはりしばらくは我慢するべきではないのかなというのが、これは全体の流れではないのかなと思っております。私は私の任期中においては、特例措置として、この減額ということを提案をさせていただいているということですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） 私は、町長がいくら給料をもらおうと、どおってことない。人が給料をもらうのは、働いた分だけもらうのは別にいいんですけど。ただ、今、15年から減額しているということですから、町長の「今日的情勢を考え」というのは、今、副町長のお話の中にもありましたけども、池田町長が減額に至った今日的情勢という意味合いですよね。それと、今、深見議員が言われた恒久的な減額に、条例の中でできないのかということに対しては、お答えしていないのでそのこともお聞きしたいなど。それと、全道的には、この資料をみているんですけども、相当の町村で、多いところは50%ぐらい減額しているところもあります。標茶町は3.8%で減額率では最低のほうです。ただ、今の減額前の報酬が妥当なのかどうなのかということをお聞きしたいなど。ですから、恒久的な条例化をする気はないのかと。今日的な情勢を考えてという、今日的な情勢というのはなんなのかということと、減額前の給与が、町長自身妥当だというふうに考えておられるのかなということ。

それから、標茶町も合併しないで自主自立を決めて、もうしばらくはありますが、基本的には、この前、国会の議論を聞いていましたら、ちょうど総務大臣がこのことに対して答えていました。国家公務員の2兆円減額するという部分での議論のやりとりの中で、それはこれからの残された3年なにがして地方分権の中なんなりで、2兆円減額するという四苦八苦の答弁をしていました。その中で、じゃあ地方公務員の党の考え方についてどうなんだという、聞かれた中で、地方分権の中でそれぞれの町村が自主的な財源を捻出しながらやっていくというのが基本的な考えだ。その中では、やはりその地域の経済力、そういったものに準拠しながら、町のいろいろなものを考えるのが、これからの自治体のあり方だろうというふうなことを総務大臣が話しておられましたけども、町長はそのことについてどういうふうに考えておられるかということをお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 事務的な関係について私のほうからちょっとご説明をさせてい

ただきたいと思えますけれども、先ほど管内等々との比較のご説明がありました。ご案内かと思えますけれども、本俸比較あるいは年収比較の問題があろうかと思えますけれども、年収でいいますと、提案している数字でいいますと、管内では年収では大体安いほうから2番目ないし3番目というかたちになっています。これはご案内のように報酬についてはご提案の報酬になっていますけれども、手当が各自治体とも年間4.15それに役職加算の15%を加算している自治体もありますけれども、そういう手当の支給状況になっていますけれども、本町の場合は3.05に減額をしてございます。その結果、報酬では高い位置に位置しますけれども、年収ではこの辺については前段申し上げましたように、管内では低いほうから2番目ないし3番目の状態でありますことをご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 何点かのご質問だったかと思えますけれども、今日的な状況というのは、先ほど小野寺議員のほうからもお話があったように、今の社会経済状況、それから国全体の公務員をこれから先にどのように考えるかという等々の、国は国としての考え方が示されておりまして、そのことについては議員がご指摘のとおりだと思います。しかしながら、地方において本当に地方公務員を減らすことで地方の暮らしが存続していけるかどうかについていいますと、いわゆる医療介護の問題であるとか年金の問題等々考えたときに、地方公務員の果たさなければならない役割が今後減るとは私はちょっと考えられないのではないのかなと思えます。むしろ逆に増えるのではないのかと。そうした場合に国全体の考え方と地方の果たす役割というのは、これはおのずと違ってくるのではないのかなということがありまして、これについてもやはりこれからの推移と申しますか、見ていかなければいけない。私どもにとっては国は国としても、地方は地方として最低限の住民サービスというものを維持していかなければいけない。これが私は町づくりの基本ではないのかなと思っておりますので、そういったこともありますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

それから、自主財源の問題につきましていいますと、決算委員会等々でも皆さんご案内のことと思えますけれども、現在、本町においては、依存財源が大体7割ということです。国のほうは地域主権ということを非常に大きな声で言っていますけれども、自主財源が3割しかない自治体に、地域主権というのがどこまで可能かといいますが、先ほども言いましたように、都会と地方に置かれている状況というのは、非常に私は条件は違ってくると思えますし、地方の果たさなければならない役割。だから私は昨日のご挨拶の中に申し上げましたように、やはり選択肢というのはこれから先に非常に狭まってくるのではないのか。そういった前提の中で私どもは何ができるかということ、いわゆる地域主権といいますが、自分たちの町づくりは自分たちでやっていくという考えのもとに、決めていかなければいけないのではないのでしょうかということ、申し上げているわけですので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

それから、こういった状況の中で、自分の給料をどうこうという話でありますと、私は

給料についてそれが適当か適切でないかということ、どなたが判断されるかということについては、私は議員も多分同じお考えだと思いますけども、これについてはそれなりの経過があつて決められて、皆さんの合意をいただいて決められてきたわけでありますので、削減前の給料については、私はそのことに対して多すぎる少なすぎるというようなことを申し上げるのは適正でないと思います。多分ほとんどの方たちは、自分のもらわれている給料について、もらいすぎだと思われる方はほとんどいらっしゃらないと私は思いますけども。そういった中で、社会全体の中でどういった数字がいいのかということは、これは一方的に決めていくわけではなくて、私どもが提案をし、議会の皆さん方のご了解をいただいて決定されているわけですので、そういったこともぜひご理解をいただきたいと思ひます。

それから、もう一点、公務員の給与というのは現在のルールでいいますと、人事院勧告というものに準拠するというのは基本でございます、一方的にどうこうという問題ではないという、そういったことも国のほうの動向として、これから先どうなっていくのかなというのは、注視しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） 8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） 別に給与が高いとかと言っているわけではない。自分の給与の額をどう思っているのか。町長は仕事の対価だという考えだろうし、議員の皆さんも多分仕事の対価で報酬を得ていると思っている。ただ、それが、町の経済状況から考えると、町の人がどういう見方をしているのかという、議員の皆さんも多分いろんなことを言われているので、そういうバランスのとれた給与体系なり経済状況の中での町づくりというのが大事だろうなど。それと、町長、今言いましたけど、これからもいろんなことサービス等を考えれば、仕事は増えるし職員を減らすような状況にはないような発言をされましたけれど、この前、この町の人口推計のやつで、年齢別に示したやつを見ますと、非常に上が広く下が狭い逆三角形の状況になっているということを考えれば、この町の経済生産力というのは、非常にこれから先、減少傾向にあつても、なかなか拡大をしていくというのは、これは標茶だけではなくて、日本全体が今、状況がそうなっているかもしれませんけども。ですから、副町長曰く、15年度が非常に厳しい、それから徐々に回復をしてきて、まだ状況的には厳しいと言いつつも、これから先も多分裕福な状況にはならないんだろうなど。そういうものを見据えた中で、これからの町づくりの中の一つの位置づけとして、やっぱり当然議員の皆さんもそうですけども、職員の皆さん、理事者の皆さん含めて、バランスの取れた給与体系なり、そういうものも考えられるんじゃないのかなということに対して町長はどう考えているのか。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 制度的なことについて私のほうからちよつとご説明をしたいと思ひますけども、先ほども町長のほうから説明がありましたけども、特別職の給与条例、

いわゆる改正前の給与条例そのものについていえば、これは議会の皆さんのご決定をいただいたものでございます。町長の意思によって変更するようなシステムにございませんので、議決をいただいたことを基調として考えた上で、今西町長の時もそうでありましたでしょうし、いわゆる政策担当者としては、議員がただ今指摘しているようなことを意識をした上で、機関的な変更の手続きを、その任期においての責任として提案をしているものでありまして、多分、議員との発言趣旨と町長の説明趣旨は、私は聞いていてまったく同じだなというふうに感じているところです。これをさらにどうあるべきかという方向についていえば、これもこの間議論がありました。高いんでないかというご指摘もありました。この辺についていえば、一方では公務員総体の給与についていえば、先ほど議員からも言われましたように、地域経済の云々についてご指摘がありました。これはもう多分、議員の皆さんすでに承知だと思いますけども、職員の給与含めて地域給与というかたちで、すでに削減が実施されております。これは国民の多くの皆さんから、公務員給与についてと地域給与と考慮されていないのではないかということで、人事院勧告の中でも地域給与というかたちで、東京に住んでいるものと地域に住んでいるものとの給与差をつけるということで、すでに実施をされてきてまして、私どもの特別職の給与についての部分についても手当等で、職員にもそうでありますけども、手当等でその分の削減、本俸でもやってみずし、手当でも削減はしております。そういうかたちで公務員としての給与体制そのものに違法性を生じない程度に、職員の方にも協力をいただきながら、職員に協力をいただく分については特別職も当然その分をかぶるべきだということで、措置をできております。先ほど町長の言葉の中で、意味として含んでいる部分で、細かな部分についての説明を、私のほうから大変恐縮ですけどもさせていただきますけども、今年的人事院給与勧告でさらに減額、本俸手当等について減額の勧告がされてます。さらに国の方針として国家公務員の20%削減を民主党政権は掲げているようでありまして、これがまさしく国会で議論になりそうであります。私どもはすでに平成15年から職員個々の人件費あるいは給与総額でいくと、20%削減はもうすでに終了しております。本来的にいえば国がやっていないんであって、さらに国もやるから地方にやれと言ったとき、どういうふうに理解をするかなというのが、先ほどの町長の説明のなかで、非常に難しい部分をくくったうえでの、多分説明ではなかったかなと思いますけども、すでに釧路管内の町村、大半がそうでありますけども、20%は多分すでにクリアしているはずなんですけども、国が改めて国もやるから地方もやれと言ったときに、職員が素直に受け入れる状況にあるかどうかという問題もあります。これは、議論が良好に進むか進まないかという問題もありますので、非常にその辺では町長としては非常に悩んでいる状況があるかなと。今年の人勧の実施を向けるとすれば11月中に条例改正の議決をいただかなければならないということからすると、この1カ月間にその20%削減分と含めて非常に難しい判断をせざるを得ない状況が一つ情勢としてございますので、ぜひそのことをご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどからもお話をしていますように、私どもとしては、やっぱり自分たちの町をどうしていくのかというのが一番大事なわけでありまして、当然その中では総体のバランスというのを考えなければいけない。ところが本町においては、先ほども言いましたように、限られた財源の中でどうやって住民サービスの低下を招かないようにみんなでがんばっていきけるかということでもあります。国は国としていろいろな考え方を出示されていますけども、私は決して役場を肥大化させようという意識はしてなくて、当然不必要なものについては、これから先、やはり取捨選択をしていかなければいけない。そのことをもう少し地域主権型というものの意味を、もう少し役場職員もそうですけども、町民の皆さんもそのことをきちんと認識をした上で、自分たちが何ができるのか、自分たちにとってどういった町が理想的なのかということに向かって、全員で取り組んでいくしか方法がないのじゃないのかなと、そういった認識をしております。

ただ、結果として市場に任せている限りにおいて、いわゆる病院であるとか医療であるとか介護とかいう問題が、これが経営ベース市場原理主義の中で、本当にやっていけるかということに関していいますと、これはこの間のいろんな問題が出てきておりますし、そうした場合に誰がそれを担わなければいけないのかということは、やはり地方に住む私どもは考えていかなければいけないと思います。そういった場合に誰がそれを負担していくのか。当然、サービスは上げろ、負担は下げろというのはこれは成り立っていないわけでありまして、そういった場合に、国は国として地方は地方としてできるだけのことをやっていかなければいけない。その結果選択肢として、自治体が担わなければならない役割というのがこれから先、私は小さくなることは、とても考えられないということを申し上げているわけでありまして、ただ、このことについていいますと、どういったサービスを求めるのかということ、これは町民の皆さんが判断をされることでありまして、負担と受益の関係をどこまでどうやって判断していくのか。そういったことも私はこれから先、自分たちの町づくりについては、自分たちが主権者である町民の皆さんが判断をしていく。そのことが大事ではないのかなと思っております。特例措置ということで、私は自分の任期中においては、やはりこれは特例措置というかたちでしか、とても提案をできない。条例化をして下げるということに関していうと、先ほど申しましたように、公務員に対する法的ないろんな問題がございますので、これについては、やはり現状においては、提案をしかねるということで、今回特例ということで期間の延長ということで、ご提案を申し上げているわけで、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） よくわかりました。

副町長も言われたとおり、提案して議決するのは議会ですから、議決しておきながら、別に僕は高いとか安いとかと言っているわけでありませぬから。そのことをどう思いますかということ。ただ、これからの課題として、以前はあったのかもしれませんが、全道的に資料をみても、報酬審議会というのが、ほとんどの町村が設置しておりますので、

平成22年標茶町議会第3回臨時会

町長も決めるのになかなか大変だと思うので、そういう方々の意見も聞くという意味で、今後、課題としてひとつ報酬審議会のことも検討されたらよろしいんじゃないかなと、そのように思います。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 特別職の報酬決定についての第三者機関の必要性についてご提案がありました。これは、ご案内だと思いますけども、以前は本町にも特別職の報酬審議会がありました。今日的にも、本町にはありませんけども、他では、第三者機関がお手盛りでやっているのではないかという批判もあって、この機関のあり方についても、それぞれ議論があります。

それから標茶の場合、過去には、特別職の報酬については議員提案、議員報酬については町長から提案という、そういう時期もございました。いずれも住民からみたときに、いかがかということで、そういうことでそれぞれが責任をもって、町民の皆さんに理解いただけるよう提案するというで進んできたのが、今日の状況であるかなというふうには思います。ただ今議員からご提案がありました部分については、事務的な作業の問題もあるかと思しますので、若干、議会事務局含めて相談をさせていただきながら、あるべき方向については探っていきたいなというふうには思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第59号は、原案可決されました。

◎議案第60号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。議案第60号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

平成22年標茶町議会第3回臨時会

本案につきましては、平成22年度標茶町一般会計補正予算（第3号）であります、厳しい経済状況に対応すべく、消費者支援並びに商業振興に供する事業の実施、小中学校の教育環境整備等を行なうため、歳入歳出それぞれ5,602万円を追加し、歳入歳出それぞれ109億6,246万8,000円にしたいというものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、火葬場改修工事調査設計で1,509万9,000円、プレミアム付地域商品券発行支援として1,050万円、小中学校備品購入で3,010万円などを計上いたしました。

一方歳入につきましては、地方交付税を充当し収支のバランスを図ったところでございます。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

平成22年度標茶町一般会計補正予算（第3号）。

平成22年度標茶町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,602万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,246万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第60号の趣旨説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

歳入歳出予算の補正、歳出について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） この商工費のプレミアム付商品券の問題なんです、この発行枚数とか、昨日のお話では、若干配布方法については町民の声も聞こえてきているというふうなお話を伺いました。その具体的な内容、それが今回は払拭されるのかどうなのかというようなこと。

それから、私、2、3日前でしたか、塘路で、新しい試みで移動販売の場所を見てきたんですけども、第4次ですか緊急雇用対策で、これも商工会が受け皿になって町民の雇用の助けにもなっていると。そして、現場では本当に商店の方々が努力されて、こんなに努力して採算が合うのかなと思うくらいの状況だったんですね。非常に高齢者の方々が来て、

本当に喜んで手にとって商品を見ていると。町としては今回も一般財源から、プレミア出しているわけですから、そういう意味では画期的な、こんなことを言ったら失礼ですけども、本腰を入れて、本当に地域の活性化をやるんだなというふうに思って、だから全体としては大賛成なんですけれども、先ほど言ったような、こういう町としての方針、具体的な方針を単発的にやるんでなくて、今後もずっと続けてこれを行なっていく。今回は3月までの施行期間というのも、塘路の場合はあったわけですけども、今後も続けてこういう、本当に商店会の活性化それから高齢化に対するそういう、なんて言いますか手立て、これを行なっていくつもりなのかどうなのか、いくつかについて伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

まず、事業の概要についてでございますが、趣旨につきましては、冒頭で申し上げましたけども消費者支援そして商業振興を目的に行うということでございます。それで、発行セット数でございますが、4,000セットを発行する予定と伺っております。1万円で購入して1万2,500円の買い物ができるという内容になっているというふうに伺っております。

それから、過去にいろんな住民の皆さんが心配をされていたという部分でありますけども、一つの例を取りますと、高齢者の方がなかなか買えないというようなこともございました。ただ、2回目につきましては、それらの反省を踏まえまして、取り組みといたしましては、高齢者世帯に対して予約先行販売を行なうなどの、経済的な事情も配慮した取り組みを行なっているというふうに聞いておりますし、一人2セットにして広く購入していただくような努力も行なっているというふうに聞いております。また、地区での販売につきましては、虹別、磯分内、塘路、茶安別で購入しやすい環境を整える等のご努力をされているというふうに伺っております。それらについては、先ほどの趣旨に沿うようなかたちで、ぜひ実行していただきたいということにつきましては、要請時に町長のほうからも団体のほうに申し上げておりますし、再度また、要請を行ないたいというふうには思っているところであります。

それから、今後の取り組みにつきましては、基本的な部分では消費者支援、それから商業振興、それから雇用の拡大等々につきましては、町のほうでも積極的に取り組むということは方針の中ではございますので、その基本的な姿勢については変わらないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） プレミア商品券、とくとく商品券そのものについてはご案内のように、全国的にそれほど歴史的な経過がございませんから、どうかたちでこれが成熟をしていくかというのが、ただ今深見議員から出ていたような議論があつて、多分成熟していきんだらうなど。ですから、本町でも最初にやった時に、商工会の実施する側として気がつかなかった面があつて、そのあと、いろいろ消費者の方、特に高齢者の方々から

意見が出て、それに次々対応をしていくというかたちになってきているわけでありまして、率直におかしいのではないかというのは、この場での議論も結構でありますけれども、事業実施の商工会さんのほうに、それぞれ皆さんのお聞きになった情報をお伝えいただくことも、この制度全体を成熟させるうえでは大事なことではないかなと思っておりますし、私どものほうからも、言われたことについてはそれなりに伝えていきたいと思っております。

それともう一つは、これはまだ明らかになってませんが、実は全国の商工会でこういった取り組みをしているところは多いでありますけれども、その中でも数多くの商業者の参加で、そこにそれぞれの業者間ではバラつきがあるんでありますけれども、多くの参加者の商店の大半に効果があったということで、たしか標茶商工会は、表彰までいくのかどうかちょっと分かりませんが、そういう面では優秀な取り組みをしているということでの評価をいただいているやに聞いてございます。そういった面では、協働のまちづくりの一番いいかたちだと思いますので、そういった面では商業者あるいは消費者、行政、多くの町民の皆さんの協働でこの制度が成熟していくのが一番妥当ではないかなと思っております。

それから、雇用対策の問題で塘路の取り組みについて、ただ今ご指摘がありました。総じていうと、塘路の高齢者、消費者の方々あるいは取り組む商店街の皆さんも、現状について非常に厳しい中で何かをつかむ、新たな展望を切り開くという意味でそれぞれ取り組んでいる姿が議員ご指摘のかたちではないかなと思っております。そのことがただ今行なっているのは、実験的要素が多いんでありますけれども、この中からそれぞれの地域で、これは虹別や外の地域でも取り組む予定のようでもありますけれども、その中で標茶のやつともいわれるコミュニティーごとのそういう取り組みが、どうあるべきかという部分についての示唆がこの取り組みの中で見えてくるといいなあと思っておりますし、町の立場から考えますと、そういう中で消費者の皆さんあるいは商業者の皆さんから、町のこういった任務を期待するというものが出てくれば、当然、これまた協働のまちづくりですから、そういう方向に進むのではないかなというふうに思っておりますし、そういう任務にするのが当然の話ではないかなというふうに考えています。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） 私もとくどく商品券は大変評価をしておりますし、町民の間でも非常にいい取り組みだというふうに聞いております。ただ何点か、町の一般会計から投入するという、事業主体は商工会ということで、それだけに公平公正に町民みんながこの恩恵にあずかれるような状況が必要だろうかと、そんなことを考えながら、今、深見議員の質問した以外のことで、高齢者への配慮で予約先行をするということですが、これも町が事業主体でないのか、どんな方法でやるのか、指導はどういうふうにされるのか、高齢者へ予約先行販売する方法ですね、それと、地域での販売、前回も地域でも販売をす

るというようなお話がありましたけども、結局、たまたま僕は阿歴内ですけど、阿歴内にはきてませんでした。それで、今回も虹別、塘路、茶安別、磯分内という地域で販売をするということですけども、言ってみれば、これ弱者対策の事業ではありませんから、高齢者、高齢者と言いませんけども、しかしながら、車がない、体が不自由だとかいろんな面で社会的弱者的な人が恩恵を受けるほうがいいんだろうなということも考えれば、やはり、例えば久著呂から上オソまで、阿歴内のほうまで、行政サービスとして平均に、公平に行き渡るような状況で、この商品券が購入できれば、一番、なおさらに評価される事業になるんでないのかな。評価されながらも、一部に不満があるというよりは、みんなの評価をいただいて、さらにこの事業が拡大するなり、定着していきなりするというのが、本来のあるべき姿でないのかなというふうに思っているのです、その点と、それから誰しも事業をやるのにただではやらないのだろうなと思うので、これに係る手数料等々についてはどういふふうになっているのかなというふうに思っています。それだけです。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

まず一点目の、高齢者に対する予約販売と先行販売ということですが、これについては電話連絡等で予約を受けて、特にありましたのが、高齢者の方、年金を受給されている方が多いので、年金受給が偶数月ということになりますので、その支給を待って購入できるようなかたちを取るような配慮をしているというふうに伺っております。

それから、各地域に対する配慮という部分の二点目でありますけど、これにつきましては、先ほど副町長から話がありましたが、さまざまな、基本的には誤解や不公平感がないようなかたちで進めることが重要だというふうに思っておりますので、それで、そういうようなご意見がございましたということも、実施にあたっては検討していただくようにお伝えはしたいと思っております。そのようなご意見があったということでお伝えしたいというふうに思っています。

あと今回の事業実施の総体予算ですが、おそらく総体では5,300万円くらいの予算規模になるかと思っております。この中で、財源としましては商品券を販売収入、それから商工会さんの事業費、それと加盟店さんの負担金ということで、前回につきましては負担率2%というふうには聞いてますけども、それと町の補助金をもって事業を実施するというふうに現状伺っているところでございます。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 町民の皆さんから出てくるいろんな意見については、私どものほうからも伝えておきたいと思っておりますけども、議員の皆さん、町民の皆さんもいろんな意見がありましたら、ぜひ、事業実施主体のほうにお寄せいただければありがたいなというふうに思うわけでありまして。

それともう一つは、このとくとく商品券の考え方、前段で私の説明が誤解されちゃうとちょっと困るなと思っておりますけども、基本的には経済対策で行なってますので、これが年

に何回か毎年恒例になるというのは、基本的には、いわゆる経済対策というよりは日常化してしまうという、そういう矛盾に突入してしまいます。いわゆる費用として行政事業が増大するだけで、経済そのものが、そのことを飲み込んじゃって日常化してしまうという、そういう問題ともかぶりますので、私どもとしては商工会さんのほうに、ぜひ、このとくとく商品券を取り組むにあたって、各店舗がそれぞれ、店舗あるいは商店街としてもけっこうなんですけども、独特なイベントを組み合わせながら、このとくとく商品券をばねに新たな商業戦略を構築してほしいということをお願いしているところでもあります。そういった面で前段申し上げましたように、消費者の皆さんのお力を、お知恵を借りながら、そして商業者がお知恵をいただきながら、新たな展望を開いていながら、そしてこのとくとく商品券がなくても、商業者の側からすると商業が拡大するという、そういうあるべき姿に入ってくださいということが、一番悲願でありまして、そういう意味の協働のまちづくりを進めていくのが大事だなという面で、改めて商工会のほうにはそういう話をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

7番・林君。

○7番（林 博君） プレミア商品券につきまして、今、それぞれお話がありましたので、私のほうからは避けたいと思いますけども、ぜひ、経済的な弱者にも配慮していただくように、私からもお願いしたいと思います。

火葬場の調査設計委託料のことなんですけども、約1,500万円の予算がついておりますけども、これはある程度、建物、青写真といえますか、そういうものがあってのこの金額かなというふうに思っているんですけども、もし現在、それなりの何か、青写真みたいなものがあれば、口頭でもし説明できればしていただきたいのと、それから設計して進めていくうえで、町民の皆さん方のいろんな建物の中の設備等についての意向等、どうやって組み入れながらやっていくのかという点を聞きたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 火葬場の改修の委託料の件ですが、青写真的なものは現在まだ、基本設計をしないで実施設計に入るということで、特にそういうものは持ち合わせてございません。

ただ、建物の基本的な考え方だけは、全員協議会の際にもちょっとご説明を申し上げましたが、一つは現在の火葬場そのものが非常に狭いということもございまして、目安としては、建て替える総面積が400平方メートル程度ということで一つ考えております。それから火葬炉につきましては、現在ある2基でございまして、現在の火葬件数からして2基で火葬炉のほうは設置していきたいということが一つございます。それと待合室につきましては、以前、もう少し増設してはという一般質問もいただいております。それで、待合室につきましては、現在20畳程度のものが一つございますけども、それと大きさとしては目安20畳ものを二つ待合室のかたちにして対応していきたいというふうに考えており

ますし、建物全体としては、バリアフリーを考えて車椅子等で来られた方についても、十分支障のないようなかたちで対応していきたいということもございまして、待合室につきましては、基本的に現在、畳の間だけになっておりますけども、畳の間の部分と洋間の部分を合わせたようなかたちで対応できるようにしていきたいというのが基本的な考え方をもっております。あと、収骨室等々については総面積、総体の建設費の問題もございまして、そういう中で配置等々含めて考えていきたいというふうにしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、今後の住民の意見等の意向をとということでございますが、調査をとった業者については、できるだけ早くそういう要望等を含めたかたちで、私どもの考え方を含めたかたちで平面図を作っていただいて、できた段階ではインターネットなり、地域会町内会の皆さん方の会長さん達の集まりがある機会があれば、そのときに出向いていくとか、あと、実際に標茶ではかなりの部分は、町内の葬儀をしている会社は何社かありますので、そういう方々が町内会との連携のなかでやっておりますので、そういうことでの葬儀社からのご意見もいただくというようなかたちで、なるべく、ちょっと時間がないわけですけども、最大限できる限りで、意見等については聞いていきたいというふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） せっかくですので、今、林議員の火葬場の件が出たので、ちょっとお聞きしたいと思いますけども、重複しない程度でこの改築にあたりまして、駐車場の関係だとかというのは、建物の平米数はわかるんですけども、駐車場も相当狭くなっているということなんで、当然、後ろ側に建築することによって、前にあるのを壊すこと、イコールその分が駐車場になるのかなと思うんですけども、そうすると相当数の駐車スペースが多くなるなという感じは正直いってしてます。それと、あそこの入り口についても、木が少しおい茂っていて、去年、一昨年あたりにちょっと切ってもらった経緯もあるんですけども、大型バスが屋根をこすって入りづらいという苦情もありました。それから、いろんな施設を私も見てきましたけども、弟子屈あたりは、冷却する装置がないということで、焼きあがってから非常に時間がかかるという部分がありますので、できるだけ今後そういうような、新しい装置を設置していただければなど、その辺のところ勘案しながらやっていただければなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 駐車場の件ですが、今、議員ご指摘のとおり、現在の建物のところの後ろのほうということで、現在建設場所を考えています。したがって、現在の火葬場を解体したあとは、駐車場として整備をしていきたいということで、現在の駐車場のスペースよりはかなり広くしていきたいということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

平成22年標茶町議会第3回臨時会

それから取り付け道路の枝なんですけど、ちょっとそういう大型バスが入ると枝が伸びてきて、車にぶつかるということもございまして、昨日、今年延びた分については、枝払いをしてきておりますので、お伝えしておきたいと思います。

それから火葬炉の時間ですが、現在、まだ火葬炉をどこということ、今後11月中に決めていきたいと思いますが、現在の火葬炉ですと、大体焼くのに1時間、それから焼いたあとの冷却に30分程度というのが現在の新しい火葬炉の標準といたしますか、新しいものでの時間になってきているように聞いております。そういう面では今までの施設でありますと、遺体を焼いたあと骨になってかなり冷やすのに時間がかかるということもございましたが、そういう部分では、使う方にとっては少しは時間短縮になりますし、骨を拾うときに、骨がのっているところが非常に熱いというようなことも、少なくなるのではないのかというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号は、原案可決されました。

◎議員提案第4号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。議員提案第4号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君）（登壇） 議員提案第4号、標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会の設置について、提案趣旨並びに内容を説明いたします。

本案は第4期となる標茶町総合計画の策定にあたり、町議会としての計画内容の確認、

平成22年標茶町議会第3回臨時会

意見反映等を行なうため特別委員会を設置し、調査を行なうものであります。

以下、内容について説明いたします。

議員提案第4号。標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会の設置について。

本議会は、地方自治法第110条及び標茶町委員会条例第5条の規定により、標茶町第4期総合計画に関する事項調査のため「標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会」を設置するものであります

記。

1、設置の期間は本案議決の日から調査事項終了の日まで。

2、構成及び調査の方法は、議長を除く全員をもって構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とするものであります。

以上で、議員提案第4号の標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会の設置について、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第4号は、原案可決されました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました「標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会」は、議長を除く全員をもって構成することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、「標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会」は、議長を除く全員をもって構成することに決定いたしました。

お諮りいたします。

平成22年標茶町議会第3回臨時会

本調査特別委員会は、調査が終了するまで閉会中の継続調査といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、調査が終了するまで閉会中の継続調査と決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、平成22年標茶町議会第3回臨時会を閉会いたします。

(午前11時18分閉会)

平成22年標茶町議会第3回臨時会

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 4番 伊藤淳一

署名議員 5番 菊地誠道

署名議員 6番 後藤 勲